

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成27年9月10日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成27年9月10日（木曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 市民福祉部、市民病院 |            |
| 第128号議案      | 「質疑・討論・採決」 |
| 第129号議案      | 「質疑・討論・採決」 |
| 第130号議案      | 「質疑・討論・採決」 |
| 第174号議案      | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰	副委員長 菊地勝昭		
委員 浅尾洋平	小野田直美	鈴木達雄	鈴木眞澄
議長 夏目勝吾			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、市民病院の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第128号議案から第130号議案まで、及び第174号議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第128号議案 新城市個人番号カードの利用に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菊地副委員長。

○菊地勝昭副委員長 端末機って書いてありますが、端末機は市内のどのような場所に何台ぐらい据えつける予定なんですか。

○中西宏彰委員長 長屋市民課副課長。

○長屋靖子市民課副課長 東庁舎に特設の会場を設ける予定でございまして、そちらに2台、それから各支所に1台ずつの予定でございます。

○中西宏彰委員長 菊地副委員長。

○菊地勝昭副委員長 その場合に、自分がカードを持って行って手続をする手順、どのような手順でこうなるよってということ、わかりましたら説明していただけたらと思います。

○中西宏彰委員長 長屋市民課副課長。

○長屋靖子市民課副課長 カードというのは、個人番号カードの交付ということでよろしかったでしょうか。

国ですね、こちらからの委託機関であります、地方公共団体情報システム機構というところがまず通知カードというのを各世帯に人数分を送らせていただきます。その中に申請のための用紙が入っておりますので、それを記入して写真を貼った上で、また一緒に入っております封筒で送っていただくこととなります。また機構のほうで申請をもとにカードをつくりまして、今度は市町村に送られてま

いります。そうしましたら新城市ではカードが、御本人の物であるか確認をさせていただきます、御本人さんあてに郵便でカードをここに取りに来てくださいという通知を差し上げます。それが届きましたら、通知カードと御本人確認の書類、免許証等ですね、持って、一緒に持ってきていただくことで、うちにとどめ置いてありますカードをお渡しできるということになります。

○中西宏彰委員長 菊地副委員長。

○菊地勝昭副委員長 そのときにカード発行手数料とか、そういうものは必要なんですか、どうでしょうか。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 最初のカード交付につきましては無料です。これは国の補助の対象になりますので、当初のカード発行は無料で発行させていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 3条の1、2、3、4のところなんですけど、本市に本籍を有する者に限るということで、本籍がここにある人が他地域にでていっておる、お見えになる人もおると思うんですね。その人も対象という理解でいいですかね。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 こちらはですね、窓口受け付け端末機で交付できるものということなんですけれども、これは住所が新城にあって本籍が新城にある方についてはお出しできるということになりますので、本籍が新城にあって住所は市外の方という、そういった方には御利用いただけません。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 端末機があるわけなんですけども、本庁2台、総合支所1台ずつということで、今までいろいろ手続を窓口で住民票だとか戸籍謄本だとかということで、書いて申請をして出していただくという、それが1つの

カードでできるという理解と捉えていいですか。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 そのとおりでございます。新城市に住所がある方について、市でカードが発行できるもので、個人番号カードが発行できるものですから、新城市に住所を有する方がこの1番から4番に書いてある証明書を取ろうとしたとき、そのときに番号カードをお持ちでしたら設置します、まどうけと言うんですけれども、まどうけの機械通していただきますと申請書を書かずにこういった証明書を取っていただけるということで、理解していただいて大丈夫です。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 もう1つ、今までは窓口でも代理で印鑑証明だとか戸籍、僕も取った覚えがあるんですけど、息子のときに。そういった場合はカードだけで、カードがないもので、本人が持っているの、本人の、そういう手続ってというのはどうなんですか。代理という部分での。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 個人番号カードの利用につきましては、本人限定となります。

ですので、今、鈴木委員言われた息子さんの戸籍や住民票ですか、欲しいよという場合は、今までどおり紙の申請書をお書きいただいてこちらでお出しするという形になります。

このまどうけの機械なんですけれども、カードを通したら、そこから出てくるものではなく、カードを通したことで申請行為になりますので、こちら側ですね、事務員のほうで証明書をつくりまして発行という手順になります。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 カードで申請すると事務としてやっていただいてすぐ出していただけるとい、そういう理解ですね。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 そのとおりです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この本条例は第4条に、住民基本台帳に記録されているものっていうふうに書いてあるんですが、これはいわゆる住基ネットというものなのかっていうことが1つと、あとは住基ネットのかかわるものがこの条例にはあるのかっていうのをわかったら教えていただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 住基ネット、今ネットワークでつながっている住民票という理解でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そうですね、ここに第4条の住民基本台帳に記録というのはどういうことなのかということなんですけど。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 ここで言う住民基本台帳というのは新城市の住民票という意味です。もちろん住基ネットにつながっているものではありませんが、新城市に住民登録している方という理解でお願いいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑は。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この施策は国の施策からのマイナンバーの制度に基づくものだと思うんですけど、これが先ほど言った住民票の写しだとか、あとは個人番号、戸籍などに接続できるよという内容だと思うんですけど、これまで私も何度も質疑とかで指摘してきたんですけど、今、情報漏えいとか成り済まし、あと情報流出を絶対に防げないっていうふうな国会の質疑でもありまして、私このことは重大視しているんですけど、そういった情報漏えいについて流出、絶対にしないというふうな認識と言うか、接続について新城市としてはどういうふう考えているのか伺いたいと思

います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 接続に関しましては、これもやはり国のほうから示されている答えになるかとは思いますが、カード自体は、カードの持っているのみで個人情報すべて流出するというはございません。

ただし、ネットワークと言うか、このマイナンバーの制度に関しましては、一元管理ではなく、分散管理という形を取るところで、1つ番号がわかったからすべての情報が流出する、ひもづいて流出してしまうということはないと理解しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 先ほどですね、カードは申請してくださいよっていうように国から来るんですね。それに申請書類に記入して写真を貼って国に送り返すと、国のほうで処理したものが市のほうに来るといような形だとお聞きしたんですけど、例えば体の御不自由な方とか、あと年配の方ですね、とか、なかなか写真をわざわざ撮りにいくことが難しい方に対して、市としてはどのような支援と言うのか、補助と言うのか、そういうことを考えてみえるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 これも済みません、国のほうで示されてはおりますけれども、どうしても入院等で来られない方につきましては、通知カードが送られてきたときに一緒に入ってます申請書があります。その申請の際には実際、本人が書いて送っていただくと。書けない場合は代筆になるかと思っておりますけれども、本人の意思に基づいて申請をします。

送られてきたカードについて、持ちに来られないよという場合ですね、こちらから送らせていただく、交付しますという通知は委任

状及び回答書になっておりますので、御本人が委任した方に渡して持ってきていただいてカードを交付するというは可能です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ありがとうございます。その前段階でなかなか写真を撮りにいけないとか字が書けないとか、そういう方への補助ってありますか、補助と言うのか、そういうのは。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 このカードは、実は本人が利用することが前提となっているものですから、カードも必ず写真が付きましますので、写真のない状態での申請というのはできません。

ですから、御利用になる機会がない方、通知カード、最初に送られてくる通知カードがあることで、御本人はマイナンバーの番号で、御自分の番号は把握できるわけですので、そのことで個人番号カードを使わなくてもマイナンバーの制度に乗っかることはできますので、そちらで対応させていただければと思います。個人番号カードをつくっていただくためには写真撮れないよっていうことであると難しいかなと思います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 済みません、つけ加えさせていただきます。個人番号カード自体は必ずしも義務づけではないものですから、番号振られることはもう一方的に振られてしまいますけれども、個人番号カードの取得は希望があればということになりますので、そう御理解ください。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今まで私も持ってるんですけども、住基カードとの関係、先ほど浅尾委員の関連あるかもしれませんけども、住基カードが日本全国どこでも住民票が取れますよみたいなのが合ったんですが、今度の個人番号カードはどういうものか、使い方が設定

されているのか。それと住基カードとの関係、これからどうなるのかということなんですけど。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 住基カードは、平成27年12月をもって発行しなくなります。

ただし、今お持ちの住基カードにつきましては、有効期間内は利用可能です。

ただし、個人番号カードの申請をされますと、両方持つことはできませんので、必ず住基カードのほうをお返しいただくということになります。

利用についてなんですけれども、マイナンバーカードのほうが住基カードよりも利用範囲は広がると聞いております。これで今までの機械を通して申請をとというのは、新都市の独自の方式でありますけれども、これから先、国のほうも個人番号カードを使った施策等、考えているようですので、また徐々に広がりつつ、利用範囲も広がってくるというところで、どう使えるようになってくるかっていう部分では、まだ国もはっきりと示しているところではございませんので、失礼します。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この印鑑証明の証明カードというのが個々に持ってみえるんですね。これも住基カードの中に入り込むという形になるのか、それは別途で、印鑑証明のやつは別という捉え方でいいのかどうか、その点は。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 印鑑のカードは残ります。

マイナンバーカードについては、御本人が持っていることが前提になりますので、御本人にしか取れませんが、印鑑のカードにつきましては、今もそうなんですけれども、どなたかに預けていただくことで代理の方が委任

されたということで印鑑証明書を取っていただける。このやり方は今までと一緒に引き続きます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第128号議案 新都市個人番号カードの利用に関する条例に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この議案は、国の施策であるマイナンバー制度に基づき、新都市が個人番号を戸籍、住民票などに接続するという内容です。

個人情報、確認情報、個人番号と基本の4情報である氏名、住所、性別、生年月日をマイナンバー事務のために利用するというわけでございます。

政府は、情報の利用を税や社会保障に限ると言いますが、既にほかの分野にも活用する方向で話し合われております。

私はこれまで何度も指摘してきましたが、マイナンバー制度が情報漏えい、なり済まし、情報流出について完全に、絶対には防げないという国会での質疑を重大なことだと考えております。

先日、マイナンバーが使われる年金事務の分野で大量の個人情報の流出が起きたばかりでございます。内閣官房のホームページのトップにも、早くもマイナンバー制度に便乗した不正な勧誘及び個人情報の取得には御注意くださいという注意喚起の文書が掲載されております。

その状況から、新都市は拙速にカードを発行し、基本情報をマイナンバー事務に接続する体制を進めるべきではないと考え、反対をいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この128号議案について、賛成の立場で討論いたします。

個人番号カードを利用するため、市独自の市民サービスとして市民課窓口を設置する窓口受け付け端末機を利用することで、申請から交付の時間短縮につながることを伺えます。

今回の条例は、個人番号カードの独自利用をするために制定するものであり、国の基準に従い、条例で定める必要があると判断しますので、この条例に賛成といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よって第128号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第129号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 第10条第1項及び第2項のこの印鑑登録票を印鑑登録原票という、この変わる内容を教えていただきたい。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 印鑑の登録をする際に、システムから出てくるものを印鑑登録原票と申します。

今まで条例で、印鑑登録票と書かせていた

だいておりましたが、システムの改正の中で印鑑登録原票というのが正しい名前であったために、今回一緒に修正をさせていただくものです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この条例は、印鑑登録証明書の交付申請についても個人番号カードで接続させるという内容だと思うんですが、そもそもそういう印鑑登録についてなんですけど、本人証明の重要なツールの1つだと思うんですけど、この利用についてですね、大変高い買い物と言うか、商品、住宅だとか車など、高額な商品の取引などにも使われるという利用の仕方があるというふうにうたわれてるんですけど、そういった重要な高い高価な物だとか、そういった物はやっぱり慎重に個人の物ですので、あるべきだと思うんですが、やっぱり印鑑の登録までもがこういった個人番号制度に本当にこう組み込む理由がやっぱりあると思われるのかどうか、市の認識を伺います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 印鑑登録につきましては、各市町村で原票と言うか、データを持っておりまして、ネットにてつながるものではございません。あくまで市としましては、発行に対するとところで今回、条例を改正させていただくんですけれども、まどうけ、窓口での受け付け機械を通していただくことで、この印鑑の証明書が出せる。そういった方向で条例を改正させたものですので、今、浅尾委員言われたような流出だとか、あと個人情報保護ができない、そういったことはございません。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 先ほどの前条例で聞いたか  
もしれません。申請はこの端末機を通してや  
るんですけども、受け取るっていうのは、  
どこで受け取るのかということなんですけど  
もね。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 受け取りは、手で  
書いていただいたときと同じく、市民課の窓  
口で交付させていただき、そこでお金と引き  
かえに証明書を交付するということになりま  
す。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ということは、東庁舎から  
窓口まで、いわゆる本庁舎まで移動するとい  
うことなんですか。2棟の場合は。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 もし、個人番号カ  
ードを発行して、そのまま印鑑証明書が欲し  
い、住民票が欲しいということであると、そ  
ういうことになってしまいます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません  
か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませ  
んか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第129号議案 新城市印鑑  
の登録及び証明に関する条例の一部を改正す  
る条例について、反対の立場で討論をさせて  
いただきます。

この議案は、印鑑登録証明書の交付申請に  
ついても個人化、番号カードを接続させると  
いう内容でございます。なぜ印鑑登録まで個  
人情報とリンクさせるのでしょうか。印鑑登  
録は本人証明の重要なツールの1つでござい  
ますが、とりわけ住宅、車、自動車、証券や  
保険など、高価な商品の取引に使われるもの  
で、市の扱いも慎重であるべきでございます。

しかし、私たち市民の側から考えると、こ  
のような極めて個人的、私的なプライバシー  
情報が万が一、番号として流出したり、なり  
済ましによって使い込まれてしまうと、取り  
返しのつかない事態を引き起こすと考えます。

以上の理由から、議案に反対いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません  
か。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この129号議案について、  
賛成の立場で討論いたします。

印鑑登録証明書の交付申請をする場合、現  
行の制度を一部改正することにより、個人番  
号カードが利用でき、市民サービスの向上に  
つながると判断しましたので、この条例に賛  
成をさせていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません  
か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第129号議案を採決します。賛否  
両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛  
成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よ  
って第129号議案は、原案のとおり可決すべ  
きものと決定しました。

次に、第130号議案 新城市手数料条例の  
一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませ  
んか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 基本的なちょっと質問にな  
ると思うんですけど、通知カードと個人カー  
ドっていうのは、それぞれどういったものな  
のか、少し伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 通知カードにつき

ましては、先ほど来言っています。国のほうから送られる、もう既に付番された番号を通知するためのものになります。

個人番号カードにつきましては、顔写真がついております。それから中にICチップ等入っております。

印鑑の証明書等につきましては、まどうけの機械を使う場合は、磁気部分を使わせていただくわけなんですけれども、そういったところを使うことによって、それぞれサービスを受けることができるのが個人番号カードのほうになります。

メリットにつきましては、個人番号カードにつきましては、個人番号を証する書類、これは通知カードも同じ役割を果たしておりますが、本人確認の際の公的な身分証明書としても使えますし、先ほど言いました、まどうけの機械を利用したりという、そういったサービスのほうに使えるのが個人番号カードです。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通知カードと個人番号はどんな関係にあるのかっていうのをちょっとお聞きしたいのと、あと通知カードはほかに身分証明書などを持っていくと確認ができるというカードで、そういう認識でいいのか、伺います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 ちょっと今の、質問。もう一度お願いしてよろしいですか。済みません。

○中西宏彰委員長 じゃあ、もう一度、浅尾委員お願いします。

○浅尾洋平委員 通知カードと個人番号は、どういう両者は関係があるのかっていうのをお聞きしたいんですけど。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 そこにつきましては、通知カード、前段階の市や国の準備とし

まして、各個人に個人番号が振られております。その番号をお知らせするのが通知カードということになります。

○中西宏彰委員長 ほかに。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 もしもこういった通知カード、個人番号カードがどのような場合に再発行という形が起きるのか、具体的なケースがもしもあれば伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 個人番号カード、通知カードもそうなんですけれども、紛失した場合、あと盗難に遭った場合ですね。あとはもう火事で燃えた。とりあえず手元からなくなってしまった場合に再交付を申請することができます。そういった回答でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 今、再交付をされた場合というところでちょっと質問したいんですけど、例えば火事の場合は燃えてしまったということで、無くなって新たにということなんですけど、例えば盗難に遭ったときっていうのは、新しいカードとなくした古いカードというのは何か違いはあるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 長屋副課長。

○長屋靖子市民課副課長 番号等は変わらないと聞いているんですけども、本来つくり直すときは。

ただし、番号が流出してしまう恐れ、盗難の場合だとそういった恐れがありますので、番号を変えるという手続も可能となります。

また、済みません、先ほど言い忘れてしまったんですけども、DVだとか、とりあえずだれかから逃げてますというような場合、もし元DVしてる加害者のほうに通知カードが渡ってしまってるような場合ですね、番号を変えて交付をさせていただくことも可能で

す。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第130号議案 新城市手数料条例の一部改正に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、通知カードと個人番号カードの再交付の手数料を決める内容でございます。

この再交付という事態を想定している点で、マイナンバー制度の危険性が示されていると考えております。

例えば、質疑の中でも再発行の具体的なケースが明らかになりました。1つはカードを紛失した場合だということです。カードが紛失しますと、一時停止の申請をいたしまして、そして新城市の窓口で住所、生年月日、性別を記載した再交付申請書と運転免許証やパスポートなどの身分証明書など、本人確認ができるものを合わせて手続をしていきます。

今回の議案は、カード自体の再発行の手数料でございますが、再交付は、例えば企業に課せられております安全管理措置の不備によって労働者のマイナンバー自体が大量に紛失したり、盗まれたりしたりする場合にも起きるものだと考えます。

すなわち、カードではなく、また新たなナンバーの再交付も検討課題になると考えております。その人たちのナンバーから膨大な情報が流出すればナンバーを変えざるを得ないからです。その場合も手続が必要になると考えています。

私は、完全な安全管理措置はあり得ないと思います。特に企業の皆さんや本当に大変な苦労を強いられる手順になると思います。

また、カードを紛失したり、ナンバーが盗まれたりするたびに、本人確認をして、申請書を出して再交付という手続を繰り返すということは、大変高度な情報社会の中で漫画のような光景になるかと思います。

私は、以上のことから、マイナンバー制度は政府が国民、企業を監視するとともに、不必要な労力を求める点も加えて、反対の立場で討論を終わりたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 私は、この130号議案について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例では、通知カード及び個人番号カードを紛失などで再交付となる場合の交付手数料であり、個人番号の入った大事なカードであるため重要性を認識してもらうとともに、受益者負担の考えから、手数料を負担していただくことに理解できますので、この条例に賛成をしたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第130号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。よって第130号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第174号議案 平成26年度新城市新城市市民病院事業会計資本剰余金の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第174号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。よって第174号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

この際、委員長からお諮りします。委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

申し出がありませんので、その他を終了いたします。

これをもって、厚生文教委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰